

宇治市休日急病診療所運営の見直しについて

1. 宇治市休日急病診療所について(休日急病診療所条例及び同施行規則より)

(設置)

休日等において緊急に医療を必要とする市民に対し、応急的な診療を行うため、宇治市休日急病診療所を設置する。

(診療科目)

内科、小児科及び歯科

(診療日)

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12月31日、1月2日及び1月3日をいう。)
- (4) ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(診療時間)※施行規則

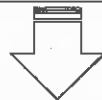
午前10時から午前12時まで、および午後1時から午後5時までとする。
ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2. 運営の見直しについて

宇治市財政健全化推進プランにおける基本的な考え方の下、すべての事務事業の必要性、有効性、効率性などについて検証・分析を行う中で、休日急病診療所の効果的・効率的な事業運営に向けて、歯科診療に係る午後の受付及び診療時間について、令和2年度から以下のとおり見直す。(予定)

【現行】

受付	(午前) 9:30~11:30	(午後) 13:00~16:30
診療	(午前) 10:00~12:00	(午後) 13:00~17:00



【見直し案】

歯科診療に係る午後の受付及び診療時間のみ2時間短縮(医科は変更なし)

受付	(午前) 9:30~11:30	(午後) 13:00~ <u>14:30</u>
診療	(午前) 10:00~12:00	(午後) 13:00~ <u>15:00</u>

3. 診療実績等

① 診療実績（平成30年度）

	医 科	歯 科
診 療 日 数	72日	73日
受 診 者 数	2,041人	501人
1日あたり平均受診者数	28.3人	6.9人

② 受付時間帯別状況（平成30年度：歯科診療のみ）

受付時間帯	受 診 者 数	1日あたり平均	割 合
9時台	133人	1.8人	58.3%
10時台	108人	1.5人	
11時台	51人	0.7人	
12時台	25人	0.3人	28.9%
13時台	62人	0.8人	
14時台	58人	0.8人	
15時台	42人	0.6人	12.8%
16時台	22人	0.3人	
計	501人	6.9人	100.0%

4. 今後の対応

運営の見直しについて、市政だよりや市ホームページ等を通じて周知に努める。